

盛岡広域振興局長告示第42号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年10月31日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

- 1（１） 開発区域に含まれる地域の名称 紫波郡矢巾町大字南矢幅第5地割54番3、54番5、54番26、54番27、55番3、55番6、184番4、197番3及び197番4
 - （２） 開発許可を受けた者の住所及び名称 紫波郡紫波町平沢字長尾沢88番地70 株式会社アプローチ
 - 2（１） 工区に含まれる地域の名称 3工区 紫波郡矢巾町大字南矢幅第9地割87番3の一部、88番2の一部、114番1の一部、115番1の一部、115番2の一部、116番1、116番2、116番3、117番1、117番2、118番1、118番2、119番1、119番2、120番1、120番2、121番1、121番2、122番1、122番2、123番1、123番4の一部、124番1の一部、125番の一部、126番の一部、127番の一部、128番の一部、129番の一部、130番の一部、131番の一部、132番の一部、133番1の一部、133番2の一部、165番の一部、166番の一部及び186番の一部
 - （２） 開発許可を受けた者の住所及び名称
- ア 盛岡市南大通二丁目8番1号 株式会社寿広
- イ 盛岡市大通一丁目6番18号 株式会社サウス・ウイング